

大学共同利用機関法人人間文化研究機構年俸制給与規程

平成27年 9月 7日
規程第132号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（平成16年4月1日規程第35号。以下「給与規程」という。）第3条の2の規定に基づきその適用を受ける者の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(年俸適用者)

第2条 この規程の適用を受ける者（以下「年俸適用者」という。）は、プロジェクトを担当する研究教育職員（新たに採用する研究教育職員のうち、プロジェクトを担当することになる者を含む）のうち、機構長が別紙様式により本人の同意を得て、年俸制によることが適切であると認めた者とする。

2 年俸適用者は、役員会の議を経て機構長が決定するものとする。

(給与の種類等)

第3条 年俸適用者の給与は、基本給、業績給及び諸手当とする。

2 基本給は、本給とする。

3 年俸適用者には、決定された本給及び業績給のそれぞれ12分の1の額を毎月支給するものとする。

4 給与は、原則として一の事業年度の範囲において適用する。

(年俸額本給表)

第4条 年俸適用者の本給は、別表第1に定める本給表（以下「年俸額本給表」という。）のとおりとする。

(本給の決定)

第5条 新たに研究教育職員に採用する年俸適用者（以下「採用者」という。）の本給は、給与規程第5条第2項第3号の適用を受ける研究教育職員を採用する際の給与決定方法に準じ、職務内容、実績及び経験等を考慮して得られる職務の級及び号給を基礎として決定した本給月額額の12ヶ月分の額を算出し、その額と同額若しくは直近上位の額となる年俸額本給表の級及び号給に決定する。

2 在職する研究教育職員のうち、年俸制に移行する年俸適用者（以下「移行者」という。）の本給の決定については、年俸額本給表の適用を受ける日（以下「切替日」という。）の前日の職務の級及び号給を基礎として本給月額（現給保障を含む。）の12ヶ月分の額を算出し、その額と同額若しくは直近上位の額となる年俸額本給表の級及び号給に決定する。

(業績評価に基づく本給の改定)

第6条 業績評価を受けた者の本給は、業績評価の結果に基づき該当する別表第2の評価区分の増減幅に応じて改定した年俸額本給表の号給とする。

2 業績評価の結果に基づき本給を改定させる場合は、毎年4月1日に行うものとする。

(業績給の決定)

第7条 採用者の年俸制適用当初の業績給は、次の各号による。

一 業績評価額 第5条第1項の規定に基づき得られた年俸額算出の基礎となった職務の級及び号給により、給与規程第24条及び第25条に規定する期末手当及び勤勉手当(以下「期末勤勉手当」という。)の額を算出して得た額

二 勤続年数加算額 給与規程第5条第3項第3号に定める研究教育職本給表の適用を受ける職員として仮定した場合に定年退職時又は任期満了時に支給される退職手当の額を、定年退職予定日又は任期満了日までの年数で除した額

2 移行者の年俸制適用当初の業績給は、次の各号による。

一 業績評価額 切替日の前日の職務の級及び号給により、期末勤勉手当の額を算出して得た額

二 勤続年数加算額 給与規程第5条第3項第3号に定める研究教育職本給表の適用を受ける職員として定年退職又は任期満了となったと仮定した場合に算出される退職手当の額から、切替日の前日に、自己都合により退職したと仮定した場合に算出される退職手当の額を差し引いた額を、定年退職予定日又は任期満了日までの年数で除した額

3 前2項のほか、採用者及び移行者の在勤地に応じ、導入促進加算分として別表第3に定めたとおり支給する。

(業績評価に基づく業績評価額の改定)

第8条 業績評価を受けた者の業績給のうち業績評価額については、業績評価の結果に基づき該当する別表第4の評価区分の支給率を同評価額に乗じて得た額とする。

2 業績評価の結果に基づき業績評価額を改定させる場合は、毎年4月1日に行うものとする。

(諸手当)

第9条 年俸適用者の諸手当は、本給の調整額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 諸手当の支給要件及び額等については、給与規程の規定を準用する。

(給与の支給日)

第10条 給与の支給日は、給与規程第4条第1項の規定を準用する。

(日割計算)

第11条 月の途中で新たに年俸適用者となった者及び年俸適用者のうち昇任等により給与の額に異動が生じた者については、当該異動の日から新たに定められた給与を支給する。

- 2 年俸適用者が離職した場合は、その離職する日までの給与を支給する。
- 3 年俸適用者が死亡した場合は、その属する月までの給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給する以外のときは、給与規程第35条第4項の規定を準用する。
- 5 各号に該当する年俸適用者の諸手当の取扱いについては、給与規程の規定を準用し、支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第12条 勤務1時間当たりの給与額は、本給、地域手当、管理職手当及び業績給の月額合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

(休職者の給与)

第13条 年俸適用者が業務上の傷病又は通勤による傷病により、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（平成16年4月1日規程第16号。以下「就業規則」という。）第19条第1項第1号により休職とされた場合には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

- 2 年俸適用者が前項の傷病以外の傷病により休職とされた場合には、その休職期間が1年（結核性疾患にあつては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績給の100分の80を支給することができる。
- 3 年俸適用者が就業規則第19条第1項第2号により休職とされた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績給のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 年俸適用者が就業規則第19条第1項第3号（次号による場合を除く。）、第4号及び第7号により休職とされた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績給のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 5 年俸適用者が就業規則第19条第1項第3号の規定に該当して休職とされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害であると認められる場合は、100分の100を支給することができる。
- 6 年俸適用者が就業規則第19条第1項第5号及び第8号により休職とされた場合には、給与を支給しない。
- 7 年俸適用者が第3項及び第4項により休職とされた場合におけるその休職中の給与については、機構長が定める。
- 8 第2項から第4項及び次条の規定により本給、地域手当、管理職手当及び業績給の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(派遣職員の給与)

第14条 就業規則第19条第1項第6号の派遣職員には、その派遣の期間中、本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績給のそれぞれ100分の70を支給することができる。ただし、当該職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められる場合には、あらかじめ機構長の承認を得て、100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

(育児休業者の給与)

第15条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の育児休業等に関する規程（平成16年4月1日規程第33号）により育児休業等を年俸給適用者の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 年俸適用者が育児部分休業の承認を受けて勤務をしない場合には、第15条の規定に関わらず、その勤務をしない1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額し給与を支給する。

(介護休業者の給与)

第16条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の介護休業等に関する規程（平成16年4月1日規程第34号）により介護休業等をする年俸適用者の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 年俸適用者が介護部分休業の承認を受けて勤務をしない場合には、第16条の規定に関わらず、その勤務をしない1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額し給与を支給する。

(給与の減額)

第17条 年俸適用者が勤務をしないときは、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の勤務時間及び休暇等に関する規程（平成16年4月1日規程第32号。以下「勤務時間及び休暇等の規程」という。）の規定による休日、休暇、第21条の2に規定する超過勤務の代替休暇及びその他勤務しないことについて特に承認があった場合を除き、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額し給与を支給する。

(基本給及び業績給の半減)

第18条 前条に関わらず、年俸適用者が負傷若しくは疾病（業務上の負傷及び通勤による負傷及び業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超え引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給及び業績給の半額を減ずる。

- 2 前項の病気休暇等の取扱いについては、勤務時間及び休暇等の規程を準用する。

(端数の処理)

第19条 別に定める場合を除き、この規程により計算した給与額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(特例措置)

第20条 特に優れた業績を有する研究者を招致するなど、この規定により難い特別の事情がある場合は、機構長の裁定により別の取扱いとすることができる。

(その他)

第21条 年俸適用者の給与に関してこの規程に定めのない事項については、給与規程を準用する。また、この規程の実施に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年9月7日から施行する。

(移行者の期末勤勉手当に関する経過措置)

第2条 年俸制開始時における移行者の平成27年12月期に係る期末勤勉手当については、平成27年6月2日から移行日の前日までを期末勤勉手当の額の算出における在職期間とし、同手当に相当する額を支給するものとする。

別表第1 年俸額本給表(第4条関係)

適用日:平成27年9月7日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
1	1,980,000	2,490,000	3,240,000	3,840,000	4,920,000
2	2,100,000	2,610,000	3,360,000	3,960,000	5,040,000
3	2,220,000	2,730,000	3,480,000	4,080,000	5,160,000
4	2,340,000	2,850,000	3,600,000	4,200,000	5,280,000
5	2,460,000	2,970,000	3,720,000	4,320,000	5,400,000
6	2,580,000	3,090,000	3,840,000	4,440,000	5,520,000
7	2,700,000	3,210,000	3,960,000	4,560,000	5,640,000
8	2,820,000	3,330,000	4,080,000	4,680,000	5,760,000
9	2,940,000	3,450,000	4,200,000	4,800,000	5,880,000
10	3,060,000	3,570,000	4,320,000	4,920,000	6,000,000
11	3,180,000	3,690,000	4,440,000	5,040,000	6,120,000
12	3,300,000	3,810,000	4,560,000	5,160,000	6,240,000
13	3,420,000	3,930,000	4,680,000	5,280,000	6,360,000
14	3,540,000	4,050,000	4,800,000	5,400,000	6,480,000
15	3,660,000	4,170,000	4,920,000	5,520,000	6,600,000
16	3,780,000	4,290,000	5,040,000	5,640,000	6,720,000
17	3,900,000	4,410,000	5,160,000	5,760,000	6,840,000
18	4,020,000	4,530,000	5,280,000	5,880,000	6,960,000
19	4,140,000	4,650,000	5,400,000	6,000,000	7,080,000
20	4,260,000	4,770,000	5,520,000	6,120,000	7,200,000
21	4,380,000	4,890,000	5,640,000	6,240,000	7,320,000
22	4,500,000	5,010,000	5,760,000	6,360,000	7,440,000
23	4,620,000	5,130,000	5,880,000	6,480,000	7,560,000
24	4,740,000	5,250,000	6,000,000	6,600,000	7,680,000
25	4,860,000	5,370,000	6,120,000	6,720,000	7,800,000
26	4,980,000	5,490,000	6,240,000	6,840,000	7,920,000
27	5,100,000	5,610,000	6,360,000	6,960,000	8,040,000
28	5,220,000	5,730,000	6,480,000	7,080,000	8,160,000
29	5,340,000	5,850,000	6,600,000	7,200,000	8,280,000

30	5,460,000	5,970,000	6,720,000	7,320,000	8,400,000
31		6,090,000	6,840,000	7,440,000	8,520,000
32		6,210,000	6,960,000	7,560,000	8,640,000
33		6,330,000	7,080,000	7,680,000	8,760,000
34		6,450,000	7,200,000	7,800,000	8,880,000
35		6,570,000	7,320,000	7,920,000	9,000,000
36		6,690,000	7,440,000	8,040,000	9,120,000
37		6,810,000	7,560,000	8,160,000	9,240,000
38		6,930,000	7,680,000	8,280,000	9,360,000
39		7,050,000	7,800,000	8,400,000	9,480,000
40		7,170,000	7,920,000	8,520,000	9,600,000
41			8,040,000	8,640,000	9,720,000
42			8,160,000	8,760,000	9,840,000
43			8,280,000	8,880,000	9,960,000
44			8,400,000	9,000,000	10,080,000
45			8,520,000	9,120,000	10,200,000
46			8,640,000	9,240,000	10,320,000
47			8,760,000	9,360,000	10,440,000
48			8,880,000	9,480,000	10,560,000
49			9,000,000	9,600,000	10,680,000
50			9,120,000	9,720,000	10,800,000
51				9,840,000	10,920,000
52				9,960,000	11,040,000
53				10,080,000	11,160,000
54				10,200,000	11,280,000
55				10,320,000	11,400,000
56				10,440,000	11,520,000
57				10,560,000	11,640,000
58				10,680,000	11,760,000
59				10,800,000	11,880,000
60				10,920,000	12,000,000
61					12,120,000

62					12,240,000
63					12,360,000
64					12,480,000
65					12,600,000
66					12,720,000
67					12,840,000
68					12,960,000
69					13,080,000
70					13,200,000

別紙様式

同 意 書

年 月 日

人間文化研究機構長 殿

所属

職名

氏名（自署）

印

私は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構年俸制給与規程に基づき、年俸制給与の適用を受けることに同意します。

別表第2（業績評価に応じた増減幅）

評価区分	増 減 幅
S S	+ 3
S	+ 2
A	+ 1
B	0
C	- 1

別表第3（導入促進加算分表）

機 関 名	都道府県	在勤地	導入促進加算分
機構本部	東京都	特別区	1 8 7 千円
		立川市	2 1 9 千円
国立歴史民俗博物館	千葉県	佐倉市	2 5 1 千円
国文学研究資料館	東京都	立川市	2 1 9 千円
国立国語研究所	東京都	立川市	2 1 9 千円
国際日本文化研究センター	京都府	京都市	2 3 0 千円
総合地球環境学研究所	京都府	京都市	2 3 0 千円
国立民族学博物館	大阪府	吹田市	2 1 9 千円

別表第4（業績評価に応じた支給率）

評価区分	支給率
SS	160%
S	140%
A	120%
B	100%
C	80%